令和６年度 計画等の推進指標の実施状況

基本目標	指標項目	基礎資料	現状値（計画策定時点）	②令和６年度	目標値に対する達成率（②÷③）×１００％	担当課の意見等	③目標値（令和６年度）
	子育てをしやすいと答えた方の割合	まちづくり市民アンケート結果による（企画課）	６２．８％（H30年度）	５０．２％	７４．９％	アンケート調査によると、保育所や認定こども園、ファミリー・サポートなど働きながら子育てできる環境の整備や結婚・出産・子育てを支援し、安心して子どもを産み育てるための取組などが求められています。	６７％
1	放課後子供教室の実施回数	社会教育課調べ	５１０回（H30年度）	２４８回	４８．６％	実施方法を工夫・見直しをし、地域の実態に合った、放課後子供教室ならではの活動ができました。	５１０回
	放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体型の達成率	保育課調べ	７９．３％（H30年度）	１００％	１２０．５％	引き続き放課後子供教室と連携し、事業を進めていきます。	８３％
2	小児救急医療輪番制病院の診療日数（熊谷・深谷、児玉地区）	健康づくり課調べ	夜間　３６５日 休日昼間７２日 （H30年度）	夜間　３６５日 休日夜間　７２日	１００％	休日及び年末年始の昼夜及び平日夜間の第二次救急診療を確保し、市民の健康福祉に寄与するため、熊谷・深谷、児玉地区小児救急医療支援事業に参加している。引き続き各医療機関に協力を働きかけ、小児救急医療の充実を図ります。	夜間　３６５日 休日昼間　７２日
3	熊谷の子どもたちは、これができます！『４つの実践』と『３減運動』事業における「朝ごはんをしっかり食べる」の達成率	学校教育課調べ	９７％（H30年度）	９６％	９６％	学校・家庭・地域が連携し、大人が手本となって、「熊谷の子どもたちは、これができます！『４つの実践』と『３減運動』」の推進に取り組むことができた。朝食１００％を目指し、今後も引き続き、本事業を推進していきます。	１００％
4	「男女共同参画社会」という言葉の周知度	まちづくり市民アンケート結果による（男女共同参画室）	６３．２％（H30年度）	７７．３％	９６．６％	引き続き目標値を達成するため、男女共同参画の意識づくりや推進等を行い、「男女共同参画社会」という言葉の周知を図っていきます。	８０％
5	実践講座「どならない子育てを学ぼう」の実施回数	こども課調べ	１８回（H30年度）	１６回	８８．９％	全１６回（４日×４回）講座を予定し、計画通り実施しました。今後も事業の周知を図るとともに、子どものしつけに関して悩みを抱えている保護者等を対象に講座を開催し、子育て支援及び児童虐待防止に取り組みます。	１８回

子どもの貧困に関する指標項目		基礎資料	現状値（計画策定時点）	②令和６年度	目指す方向	目指す方向に対する担当課の意見等	目指す方向（令和６年度）
	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率（※１）	生活福祉課調べ	１００％（H31.4.1現在）	９０％（R７．４．１現在）	↗	将来の自立に向け、学校と連携しながら必要なアドバイスを行っていきます。	→
	生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率（※２）	生活福祉課調べ	３５．３％（H31.4.1現在）	２５％（R７．４．１現在）	↗	必要な情報提供、アドバイスを行いながら進学に向けた支援を行っていきます。	↗
	生活保護世帯に属する子どもの就職率（高等学校等卒業後の進路）（※３）	生活福祉課調べ	４１．２％（H31.4.1現在）	７５％（R７．４．１現在）	↗	自立に貢献できるよう、学校と連携しながら必要なアドバイスを行っていきます。	↗
	生活保護世帯に属する子ども（１８歳年度末まで）の割合	生活福祉課調べ	９．６％（H30年度）	７．１％	↘	将来的に貧困世帯が減少していくよう望みます。	↘
	児童扶養手当受給世帯に属する子ども（１８歳年度末まで）の人数	こども課調べ	２，０２１人（H30年度）	１，６０８人	↘	制度に基づき児童扶養手当を必要とする方へしっかりと支給しつつ、受給者が自立するよう就職支援等を行っていきます。	↘

（※１）被保護者であって、その年度（現状値は平成30年度）に中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）を卒業した者の総数のうち、その年度の翌年度に高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校又は専修学校の高等課程に入学した者の割合。

（※２）被保護者であって、その年度（現状値は平成30年度）に高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校、専修学校、各種学校又は公共職業能力開発施設等を卒業した者（年度途中に卒業を認められた者を含む。）のうち、大学等（大学及び短期大学）、専修学校等（専修学校及び各種学校）に進学した者の割合。

（※３）被保護者であって、その年度（現状値は平成30年度）に高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校、専修学校、各種学校又は公共職業能力開発施設等を卒業した者（年度途中に卒業を認められた者を含む。）のうち、就職した者の割合。